

宮崎県は男性の育児休業取得を進める企業等を応援します！

# 男性育児休業 取得奨励金



男性従業員が通算4週間以上の  
育休を取得した場合

1社あたり最大 **100** 万円を支給します

## 奨励金の種類

※①～④のいずれか1つだけでも申請可能です

### ①育児休業取得者手当奨励金

育休取得者に育児休業給付金とは  
別に手当を支給した場合

上限5万円／4週間あたり

### ②育児休業取得者企業奨励金

男性従業員が育休を取得した場合

25万円／年度1回限り（定額）

### ③代替人員確保奨励金

育休取得者の代替人員として  
新たな従業員を雇用した場合

20万円／育休取得者1人あたり（定額）

### ④応援職員手当奨励金

育休取得者と同所属の従業員に  
手当を支給した場合

上限20万円／育休取得者1人あたり

最大額に達するまで複数回申請できます

#### ＜支給対象例＞

- ・男性従業員Aが育休を28週（4週間×7）取得
- ・Aに対して手当を支給
- ・Aの代替人員として従業員を新たに雇用
- ・Aと同所属の従業員に手当を支給



①5万円×7+②25万円+③20万円+④20万円=100万円  
※①、④は実支出額に応じて支給額が変動します



詳細はホームページをご覧ください。

宮崎県 男性育休 奨励金



奨励金HP→



## 対象となる企業等

※以下の要件を全て満たす必要があります。

- 中小企業等のうち、県内に本社または事業所を有する雇用保険適用事業所であること
- 「ひなたの出逢い・子育て応援運動」登録企業であること
- 「仕事と生活の両立応援宣言」登録企業または  
「働きやすい職場『ひなたの極』」認証企業であること
- 就業規則、労働規約等により育児休業制度を設けていること

## 対象となる従業員

※以下の要件を全て満たす必要があります。

- 雇用保険の被保険者
- 県内の事業所に勤務している男性従業員
- 令和6年4月1日以降に通算4週間以上の育休を取得していること
- 育休終了後に職場復帰し、申請日まで雇用保険の被保険者として継続して  
雇用されていること

## 申請・支給までの流れ

1.通算4週間以上の育児休業を取得後、職場に復帰



2.復帰後2か月以内または3月31日のいずれか早い日までに申請



3.支給可否の通知（申請書を受領してから約1か月後）



4.奨励金の支給（支給決定してから約1か月後）

＼申請日までに下記①及び②もしくは③への登録が必要です／

①



ひなたの出逢い・子育て応援運動

②



仕事と生活の両立応援宣言

③



「ひなたの極」認証制度

【申請・問合せ先】宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課  
〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号  
Tel : 0985-44-2835  
Mail : [kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp)

